

# 納付方法と通知書発送のお知らせ

税務課税制係 ☎(63)2117

保険制度は皆さんの保険料で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

## 納付方法

### ①普通徴収

納付書または口座振替による納付です。納付書を7月16日(火)に送付します。納期限は右の表の通りです。口座振替の場合は、納期限日に振り替えます。

### ②特別徴収

年6回、偶数月の年金の定期払いから天引きします。特別徴収開始通知書も7月16日(火)に送付します。普通徴収から特別徴収に変わる場合は、10月から切り替わります。

普通徴収の納期限		
第1期	令和 元年	7月31日(水)
第2期		9月 2日(月)
第3期		9月30日(月)
第4期		10月31日(木)
第5期		12月 2日(月)
第6期	令和 2年	1月 6日(月)
第7期		1月31日(金)
第8期		3月 2日(月)

### 納付方法の変更

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は、特別徴収から普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。

希望する人は、口座振替をする預金通帳、通帳の届出印、保険証を持参し、納税課納税管理係(市役所本館1階③番窓口☎(63)2116)で手続きしてください。

※納付状況等により、変更が認められない場合があります。

※手続き後、納付方法が変わるまで時間が掛かります。

## 介護保険料

介護保険は、40歳以上の人が加入する制度です。40~64歳の方は加入する健康保険税(料)の一部として、65歳以上の人は介護保険料として市に納めます。年金の受給額などにより、徴収方法が変わります。

なお、令和元年度は、市民税非課税世帯(第1段階~第3段階)の保険料の公費軽減が拡充されました。

**特別徴収になる人** 年金の年間受給額が18万円以上で、年金を担保にしていない人。

※年度途中で65歳になった人・転入した人、老齢福祉年金・恩給のみを受給している人、特別徴収が中止になった人は普通徴収になります。

## 国民健康保険税

国民健康保険は、自営業や会社を辞めた人が加入する制度です。

納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

※令和元年度分の税率は、前年度と変更はありませんが、賦課限度額が変更になりました(最高85万円から89万円に変更)。

※令和元年度は軽減制度の対象が拡大されました。

詳しくは、税制係までお問い合わせください。

**特別徴収になる人** 次の全てを満たす人

- ・介護保険料が特別徴収されている
  - ・世帯主が国保に加入している
  - ・世帯主の年金受給額が年額18万円以上
  - ・国保税と介護保険料との合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
  - ・世帯内の国保加入者全員が65~75歳未満(世帯主を含む)
- ※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収となります。

## 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療は、75歳(一部65歳)以上の人が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

※今年度以降、資格取得まで社会保険等の扶養に入っていた人の均等割額は、加入後2年間で5割軽減となります。

※所得の低い人で、均等割額が9割軽減となっていた人は、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象(世帯内に市民税課税者がいる場合を除く)となることから、8割軽減に見直されます。

**特別徴収になる人** 次の全てを満たす人

- ・介護保険料が特別徴収されている
  - ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
- ※年度途中で75歳になった人・転入した人、障害認定により後期高齢者医療保険に切り替えた65歳以上の人は普通徴収になります。